

令和3年第2回高浜市議会臨時会会議録（第1号）

令和3年第2回高浜市議会臨時会は、令和3年4月13日  
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 同意第4号 固定資産評価員の選任について  
日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第5 議案第28号 高浜市税条例の一部改正について  
議案第29号 高浜市都市計画税条例の一部改正について  
日程第6 議案第30号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について  
日程第7 議案第31号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第1回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	神谷 利盛
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
9番	柳沢 英希	10番	杉浦 辰夫
11番	北川 広人	12番	鈴木 勝彦
13番	今原 ゆかり	14番	小嶋 克文
15番	内藤 とし子	16番	倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡 初浩
副	市長	神谷 坂敏
教	育長	岡本 竜生
企	画部長	深谷 直弘
秘書人事グループリーダー		神谷 義直

総務部長	杉浦崇臣
行政グループリーダー	板倉宏幸
行政グループ主幹	久世直子
財務グループリーダー	清水健
市民部長	磯村和志
市民窓口グループリーダー	中川幸紀
税務グループリーダー	平川亮二
福祉部長	加藤一志
介護障がいグループリーダー	野口恒夫
こども未来部長	木村忠好
都市政策部長	杉浦義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	竹内正夫
副主幹	神谷直子
主査	杉浦幸宏

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

令和3年第2回高浜市議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は公私ともに御多用のところ、皆様方の御出席を賜り誠にありがとうございました。

本臨時会に提案されました案件につきまして、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

---

午前10時00分開会

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第2回高浜市議会臨時会は成立しましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

令和3年第2回高浜市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

3月定例会終了後間もない時期ではございますが、本日臨時会の招集をさせていただきましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ございました。日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件は、同意1件、承認1件、議案4件でございます。詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御同意、御承認あるいは御可決を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

午前10時02分開議

○議長（杉浦辰夫） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程はお手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、5番、岡田公作議員、6番、柴田耕一議員を指名いたします。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和3年第2回高浜市議会臨時会の運営につきましては、去る4月6日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は本日1日間とし、議案の取扱いにつきましては、議案上程、説明、質疑、討論、採決、報告の順序で行い、委員会付託を省略して全体審議で願うことに決定いたしました。

本臨時会が円滑に進行できますよう、各段の御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第3 同意第4号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、同意第4号 固定資産評価員の選任について御説明を申し上げます。

本案は、現評価員の亀井勝彦より、令和3年度人事異動に伴い、本日付をもって辞職したい旨の辞職願が提出をされましたので、これを受理することといたしました。

よって、後任者として令和3年4月14日より平川亮二を選任いたしたく、提案をさせていただきます。

本人の略歴につきましては、別添参考資料にもございますように、固定資産の評価につきましても知識、経験を有する者でありますので、何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号 固定資産評価員の選任について、原案を同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、高浜市税条例の一部改正が必要になったものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御承認をお願いするものでございます。

それでは、改正点について御説明申し上げますので、別添の参考資料の1ページ及び新旧対照表の1ページも併せて御参照いただきたいと思います。主に新旧対照表を御覧ください。

初めに、軽自動車税環境性能割の税率について、第73条の5の改正は、地方税法等の一部改正に伴い条文の整備を行うものでございます。

続きまして、附則第15条の3の改正は、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向を勘案し、軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減につきまして、令和3年3月31日までに取得したものが対象となっている適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

また、第2項の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

続きまして、附則第16条では、軽自動車税の種別割に講じられている税率を軽減する特例措置であるグリーン化特例につきまして定めておりますが、第1項の改正は第6項から第8項までの項を追加したことによる項ずれを整理するものでございます。

次に、第2項から第4項までの改正は、地方税法等の一部改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

また、第6項から第8項までの改正は、グリーン化特例制度が環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、重点化及び基準の切替えを行った上で、2年間延長するものでございます。

次に、専決処分を行った理由でございますが、軽自動車税の賦課期日が本年4月1日であることから、速やかに市税条例を改正する必要がございました。国会において、地方税法等の一部を改正する法律が3月26日に成立し、3月31日に公布されましたので、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第5 議案第28号及び議案第29号を、会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第28号及び議案第29号の2議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、今回御審議を賜ります2議案につきましては、第204回通常国会において本年3月26日に成立し、3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律に基づき、所要の規定の整備を行うものでございます。

それでは初めに、議案第28号 高浜市税条例の一部改正について、主な改正点を順次御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料の2ページ及び新旧対照表の7ページも併せて御参照いただきたいと存じますが、主に新旧対照表を御覧ください。

まず、附則第11条の2の改正は、令和3年度の評価替えに伴い、地価が下落している場合における下落修正措置を令和4年度及び令和5年度も継続することとするものであります。

次に、附則第12条の改正は、宅地等につきまして改正前の特例措置を継続し、それぞれの負担水準に応じて算出される額を固定資産税額とする措置を、次期評価替えまで継続するものであります。

次に、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の特例措置を定める附則第12条の2の改正は、当該土地等を前年度から変更後の用途であったものとみなして算出できる経過措置の規定を令和5年度まで延長するものであります。

次に、附則第13条、一般農地に対して課する固定資産税の特例措置及び附則第13条の3、市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置につきましては、それぞれ令和3年度から令和5年度まで継続することとするものであります。

また、新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や市民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、附則第12条、第13条、第13条の2及び第13条の3において、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地につきましては前年度の税額に据え置くものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和3年4月1日から適用することといたしております。

続きまして、議案第29号 高浜市都市計画税条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

議案参考資料の3ページ及び新旧対照表の17ページを御参照いただきたいと存じますが、主に新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、先ほどの高浜市税条例の一部改正同様、固定資産税の評価替えに伴い、商業地等及び住宅用地に対して課する都市計画税の特例措置、農地及び特定市街化区域農地に対して課する都市計画税の特例措置並びに用途が変更された宅地等に係る負担調整措置を令和5年度まで継続するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、納税者の負担感に配慮するため、令和3年度に限り、宅地等及び農地につきましては令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額にするものであります。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和3年4月1日から適用することといたしております。

説明は以上であります。よろしく御願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいただくようお願いいたします。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 議案第28号なんですけれども、今年度評価替えだと思うんですけれども、先ほど、今説明がありました、令和3年度は令和2年度の税率で行くというふうに伺っておるんですけれども、令和4年、令和5年の2か年で調整額というのか、ここにある負担調整率を乗じて得た額、これに2か年にわたって3年度の評価替えの金額が上乘せというのか、そういうことじゃないかなと思うんですけれども、先ほどの説明では、3年から5年も令和2年度の税率というのか、それと一緒にだというようなふうに聞こえたんですけれども、そこら辺はどうなっておるのか。地価自体は、高浜はあんまりそう上がっていないと思うんですけれども、それなのであまり変わりはないと思うんですけれども、そこら辺のことをひとつ、ちょっと詳しくお聞きしたい。

○議長（杉浦辰夫） 税務グループ。

○税務G（平川亮二） 今の御質問ですけれども、毎年3年度ごとに評価替えというのは、負担調整措置というのは、今年度、令和3年、4年、5年と負担調整措置は取ります。それとは別に、今回の評価替えにおいては、コロナの影響があるということで、例年評価替えにはない規定として、先ほどの提案のとおり、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすると。これは令和3年度限りの措置になりますが、規定をするものであります。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 負担調整率というのか、それは要するに、通常に宅地で言うと上がった分の、要するに10分の5ずつ4年度と5年度に上げていくのか、それでいいですか。

○議長（杉浦辰夫） 税務グループ。

○税務G（平川亮二） 負担調整の5%については、例年どおり計算はしていきます。計算した結果、令和3年度の課税標準額が令和2年度の課税標準額を上回る場合については、令和2年度の額とするという規定になっております。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今年度の予算に関わっていることですので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、令和3年度限りの措置として、宅地等及び農地について、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額ということで、コロナ感染症によりということ、今回議案が上程されていると思うんですけれども、ここの部分について、議案第28号、29号で、28号の固定資産税にかかってくる影響額と、29号の都市計画税にかかってくる影響額について教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 税務グループ。



○税務G（平川亮二） 今の御質問に対してですが、今回コロナウイルス感染症に係る影響額としまして、例年どおりの負担調整があるという前提の下で試算したものでございますが、固定遺産税については約1,100万円、都市計画税については約400万円、合わせて約1,500万円の影響があると見込んでおります。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号 高浜市税条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第6 議案第30号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（磯村和志） それでは、議案第30号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案参考資料の3ページ及び新旧対照表の23ページを御参照いただきたいと思います。主に新旧対照表を御覧ください。

本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、母子家庭等医療費の支給制限について準用する児童扶養手当におきまして、所得の範囲に非課税所得である障害年金等を含める改正があり

ましたが、愛知県ではこの条項を準用せず、従来どおりの方法で所得限度額を計算することといたしましたので、本市におきましても同様の対応とし、所要の規定の整備を行うものでございます。

まず、第3条の改正では、母子家庭等医療の所得の範囲におきまして、非課税所得である障害年金、遺族年金といった公的年金給付などを所得に加えないこととし、従来どおりの計算方法となるよう改めるものでございます。

次に、第5条の改正は、医療に要する費用の額の算定方法につきまして、記載を明瞭にする改正を愛知県が福祉医療費支給事業事務取扱要領で行いましたので、本条例におきましても同様に条文の整備を行うものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を交付の日からとし、令和3年3月1日から適用することといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、ちょっと1点確認というかお聞きしたいんですけども、高浜市母子家庭等医療費、これ、所得制限があるよということ、今回は遺族年金とか障害者年金を含まなくて、そういう方々にとってはいい条例だと思うんですけども、こちらの、今、高浜市における母子家庭医療費、所得の制限金額というのをざっとというか、市民の方が、ああこれぐらいかなと分かるように、ちょっと教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（中川幸紀） 母子家庭医療費の所得制限につきましては、扶養親族の数などによって異なってまいります。例えば母と子2人世帯の場合ですと、所得が230万円未満であれば該当となります。扶養親族1人につき38万円ずつ加算されていきますので、扶養親族が2人であれば260万円未満という形となります。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第30号 高浜市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦辰夫） 日程第7 議案第31号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第31号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第1回）につきまして、提案理由を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,495万2,000円を追加し、補正後の予算総額を160億3,605万2,000円といたすものであります。

18ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項2目民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事業費補助金及び同事務費補助金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、経済的支援策として実施する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業に対し、全額補助されるものであります。

20ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3款2項3目家庭支援費は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者のひとり親世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給いたすものであります。

主な内容は、委託料として、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）システム構築業務委託料69万9,000円、交付金として、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）3,400万円などを計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） これより質疑に入ります。

6番、柴田耕一議員。

○6番（柴田耕一） 新規事業の3ページなんですけれども、ひとり親世帯分として給付金で

3,400万円計上されておりますけれども、世帯数としては何世帯ぐらいなんですか。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 世帯数をお答えさせていただきます。

新規主要事業の対象者のところ、①から③までございますので、この区分ごとにお答えをさせていただきます。

1番、令和3年4月分の児童扶養手当の受給資格者でございますが、330世帯、②の公的年金等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方が20世帯、③の新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方、こちらが60世帯、合計410世帯を見込んでおります。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 今回の事業に至った経緯について教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 事業に至った経緯でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国におきまして3月16日に低所得者の子育て世帯に対する緊急支援策が決定されました。迅速な支援を行うため、これまで過去2回ひとり親世帯臨時特別給付金を支給していることから、まずはひとり親家庭に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものでございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

これはどのように支給手続をすればいいのかを教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 支給手続につきましては、迅速な支給を実現する観点から、児童扶養手当を受給している世帯には、申請を不要としまして5月11日に支給するほか、ほかの対象者につきましても、過去に支給実績のある世帯には制度の案内を送付する予定でございます。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

これ、事業名称が子育て世帯生活支援特別給付金とありまして、（ひとり親世帯分）となっておりますが、これはどのようになっているのか詳しく教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） こちらのほう、3月16日に閣議決定された非正規雇用労働者に対する緊急支援策では、ひとり親世帯だけではなく、ふたり親世帯に対し、子育て世帯生活支援特

別給付金を支給するというふうになっております。先日の新聞報道でもあるように、ふたり親世帯のほうなんですけれども、対象世帯を確定して支給するまでの手順の検討に時間がかかっているため、7月以降になるというふうに新聞報道ではされてございます。まだこちらのほうには、そういった制度設計ができていないということで、情報が入っておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） ちょっと確認なんですけれども、今の御答弁で、ひとり親臨時給付金とかに関しては個別に申請書のほうを配布ということで、2番と3番の方に関しては、今までどおりの申請の仕方なのかなというところの確認と、それによって、今まで行ってきた臨時給付金等に、本人がもう申請しなくていいよということならいいんですけれども、きちんと申請のほうが上がってきているかということの確認をちょっと一緒にしたいなというところと、あと、②の公的年金給付を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方とあるんですけれども、ここに対しては所得制限がないということでもいいのかという確認もお願いします。

あと最後なんですけれども、①、②、③におきまして、父子世帯においても同様にこちらの制度で給付のほうされるかというところの確認、お願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） まず、対象者2番、3番、今までどおりの申請かというふうで御質問をいただきました。対象者②と③に関しましては、ひとり親世帯臨時特別給付金と同様の申請の方法というふうになってございます。

あと、今まで申請が上がっている方、しっかり申請が出ているかという御質問だと思います。一応、こちらのほう、ひとり親世帯臨時特別給付金に関しましては、広報、ホームページ等で周知をさせていただいていまして、ほとんど対象者の方は申請のほうをさせていただいているというふうに思っております。

また、今回の子育て世帯生活支援特別給付金に関しましても、同様に5月1日号の広報に周知したりとか、先ほどもちょっと御答弁させていただきましたが、対象者②、③の方に対しても、郵送にてまた申請の御案内はさせていただくという予定でございます。

対象者の②の方の所得制限というお話をいただきました。公的年金を受けていることによって児童扶養手当の支給を受けていない方ということで、公的年金、遺族年金だとか、そういったものを受けておっても児童扶養手当の支給の対象になる方、コロナの影響でそういった所得が下がって対象になる方は、この特別給付金の対象になってまいります。

最後に、父子世帯も対象かということなんですけれども、こちらは対象になってまいります。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） すいません。今の御説明で、ちょっと所得制限のところ分かりづらかったので、もう一度ちょっと分かりやすく御説明をお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 介護障がいグループ。

○介護障がいG（野口恒夫） 所得制限、コロナウイルス感染症に伴いまして、公的年金を受給されている方で児童扶養手当が支給対象になっていない方でも、コロナの影響によって所得が減りまして児童扶養手当の対象になる方でしたら、申請をしていただければ支給対象になるというところがございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

いいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第31号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第1回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦辰夫） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦辰夫） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和3年第2回高浜市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私どものほうから提案をさせていただきました同意1件、承認1件、議案4件につきまして慎重に御審議をいただき、原案どおり御同意、御承認あるいは御可決を賜りまして、誠にありがと

うございました。御審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦辰夫） これをもって、令和3年第2回高浜市議会臨時会を閉会いたします。

本日は議員各位の慎重なる御審議をいただきましたことに厚くお礼を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午前10時38分閉会

---